



第93号（令和7年3月3日）



日本年金機構  
Japan Pension Service

編集責任者 事業推進統括部  
部長 田谷 和之

▶ 日本年金機構ホームページ

日本年金機構

検索

<https://www.nenkin.go.jp/>

▶ 日本年金機構公式X（旧Twitter）

アカウント (@Nenkin\_Kikou)



## はじめに

皆様こんにちは！3月号の「かけはし」をお届けします。

さて、本号では、過年度分の国民年金保険料免除・納付猶予申請書（ターンアラウンド様式）の送付、令和7年度の学生納付特例申請書（ターンアラウンド様式）の送付、老齢年金請求書の電子申請対象者の拡大等に関する内容について掲載しています。

障害年金講座では、診断書交付時のお願いその⑧についてお伝えしています。

ぜひ日々の業務にお役立てください。

引き続き、市区町村の皆様との「かけはし」となるよう努めてまいりますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

## 目次

■ はじめに	.....	p.1
■ 機構からの連絡	.....	p.2
● 各種取組事業のスケジュールについて		
● 過年度分国民年金保険料免除・納付猶予申請書（ターンアラウンド様式）の送付について		
● 令和7年度の学生納付特例申請書（ターンアラウンド様式）の送付について		
● 令和7年度国民年金保険料について		
● ターンアラウンド老齢年金請求書の様式変更について		
● 老齢年金請求書の電子申請対象者の拡大		
● お客様から受付した届書等の管理についてのお願い		
● 「令和7年公的年金加入状況調査」のお知らせ		
■ 障害年金講座	.....	p.32
■ 広報の広場	.....	p.35
■ 地域の独自情報	.....	p.36
■ 編集後記	.....	p.36

# 機構からの連絡

## 各種取組事業のスケジュールについて

(事業推進統括部)

平素より年金事業にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

日本年金機構において、令和7年2月から令和7年6月に実施を予定している取組事業や各種発送物の送付時期につきまして、下記のとおりお知らせいたします。

※変更となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

### 【記号の区分】

- (定例) …毎年定例の実施分 ● (単発) …今回限りの単発実施分 ▲ (新規) …新規の実施分

### 令和7年 2月

- (定例) 社会保険料（国民年金保険料）控除証明書の送付
- (定例) 源泉徴収額に変更があった者へ、年金振込通知書を送付
- (定例) 国民年金未納保険料納付勧奨通知書（催告状）の送付
- ▲ (新規) 公的年金等支払報告年別内訳一覧表（毎月送付分）について、地方税のオンライン手続きシステム（eLTAX）を活用し電子的に提出する運用を開始

### 令和7年 3月

- (定例) 年末収納対策用納付書の送付

### 令和7年 4月

- (定例) 国民年金保険料納付書の送付（4月定時分）
- (定例) 過年度分の国民年金保険料の免除等申請勧奨を実施  
→ 詳細は、本誌3頁をご確認ください。
- (定例) 国民年金保険料学生納付特例ターンアラウンド申請用紙の送付  
→ 詳細は、本誌10頁をご確認ください。

### 令和7年 6月

- (定例) 統合通知書（年金振込通知書・年金額改定通知書）の送付
- (定例) 年金生活者支援給付金統合通知書（給付金振込通知書・給付金額改定通知書）の送付
- ▲ (新規) 年金請求書受付時において公金受取口座への登録意思に係る確認事務を開始

## 過年度分の「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」の送付について

(国民年金部)

令和5年7月分以降の保険料に未納があり、国民年金保険料の免除または納付猶予に該当すると見込まれる方に送付する国民年金保険料免除・納付猶予申請書（ターンアラウンド様式）について、以下のとおり実施します。

	過年度2年目	過年度1年目
対象者	令和5年度免除周期（令和5年7月分～令和6年6月分）において、本人・配偶者・世帯主の所得金額、扶養情報により全額免除または納付猶予に該当すると見込まれる方	令和6年度免除周期（令和6年7月分～令和7年6月分）において、本人・配偶者・世帯主の所得金額、扶養情報により全額免除または納付猶予に該当すると見込まれる方
発送物	<ul style="list-style-type: none"><li>・国民年金保険料免除・納付猶予申請書（ターンアラウンド様式）※</li><li>・免除制度等ご案内リーフレット</li><li>・個人情報保護シール※</li></ul> <p>※過年度2年目及び過年度1年目の両年度で全額免除または納付猶予に該当すると見込まれる場合、1つの封筒で送付されます。</p>	
発送時期	令和7年4月30日(水)（予定）	

申請書はハガキ形式になっており、必要事項を記入してポストに投函することで、免除・納付猶予を申請することができます。

なお、学生の方や令和5年6月分以前の期間の免除・納付猶予については、今回送付する申請書では申請できません。  
(レイアウトについては、次のページをご覧ください。)

## 「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」(おもて面)

國民年金保険料 免除・納付猶予申請書		受取年月日	
下記のとおり免除・納付猶予を申請します。 基礎年金番号 48359		支拂い期日 平成	
一切 取り 締 り ～		受取年月日	
國民年金保険料 免除・納付猶予 申請のご案内		お問い合わせ先(宛先不明時の返送先) 年金事務所 国民年金課 〒	
(カスタマーバーコード)		様	
		一次元 コード	
		年	月
		日発行	
		基礎年金番号	

「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」(うら面)

## 「全額免除対象者用リーフレット」(おもて面)

免除等申請がお済みでない方へ



# 国民年金保険料、未納のままにしていませんか？

全国で約**233**万人の方が全額免除制度を  
利用しています。

簡単！

# 手続きはハガキを出すだけ！

保険料を未納のままにすると、老後の年金だけでなく、障害年金や遺族年金まで受け取ることができなくなってしまう場合があります。

そのような状況を防ぐため、ご本人からの申請により、保険料が「免除」または「納付猶予」される制度があります。

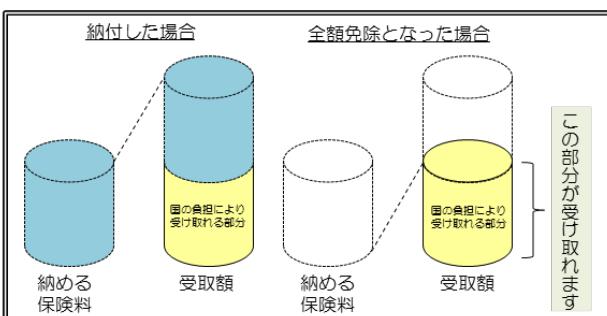
### 免除等申請をおすすめします

**年金を受け取るために必要な期間に算入されます！**

免除や納付猶予が承認された期間は、老齢基礎年金を受け取るために必要な期間（120か月）として認められます。

**老齢基礎年金の半分は、皆さまが払う税金から支出されています。**

免除が承認されると、全額納付した場合の約半額が国の負担により受取額に加算されます。

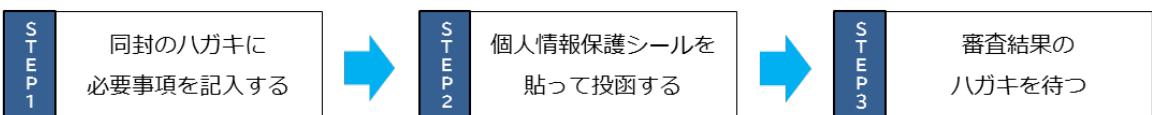


**免除された保険料は後から納めることで年金額を増やせます。**

10年以内であれば、免除された保険料をさかのぼって納付（追納）し、**老齢基礎年金の受給額を満額に近づけることが可能**です。

※免除期間から2年度を超えて追納する場合は、経過期間に応じた加算額が上乗せされますので、ご注意ください。

### 手続きは簡単です



記載例は裏面にあります ➤

スマートフォン等によりマイナポータルから電子申請することも可能です。手続き及び申請方法はごちらから  
<https://myna.go.jp>

マイナポータル

検索

# 「全額免除対象者用リーフレット」(うら面)

## 申請書の記入方法

赤枠の箇所をボールペンで記入してください

このハガキでの申請期間は、ここに記載された年度の7月～翌年6月までです。

### STEP①

申請される方のお名前とお電話番号をご記入ください。

### STEP②

配偶者がいる場合は「いる」を○で囲んで、**お名前と生年月日**をご記入ください。  
※別居中の配偶者がいる場合は、配偶者の個人番号もご記入ください。

### STEP③

世帯主が別にいる場合は「いる」を○で囲んで、**お名前**をご記入ください。

### STEP④

提出日を記入し、同封の個人情報保護シールを貼って投函してください。

- 申請する対象期間中に、世帯構成の変更（結婚・離婚・世帯主変更等）や申請者・配偶者・世帯主のいずれかに離職などの就業状況の変更があった場合は、「特記事項」欄にその旨と年月日をご記入ください。

⚠ 付加年金、国民年金基金に加入中の方へ

免除・納付猶予が承認されると、加入している付加年金や国民年金基金は脱退となります。

※審査には2ヵ月程度かかります。審査結果の通知書が届く前に、年金事務所や日本年金機構の委託事業者から、行き違いでご案内がされることがありますので、ご了承ください。  
※学生の方は、免除制度をご利用いただけません。納付が猶予される「学生納付特例制度」をご利用ください。

国民年金保険料の免除制度は、ホームページでもご案内しています。

(<https://www.nenkin.go.jp/service/kokunen/menjo/index.html>)

国民年金 免除

検索

2504 1016 028

## 「納付猶予対象者用リーフレット」(おもて面)

免除等申請がお済みでない方へ



# 国民年金保険料、未納のままにしていませんか？

全国で約**58**万人の方が納付猶予制度を利用しています。

簡単！

## 手続きはハガキを出すだけ！

保険料を未納のままにすると、老後の年金だけでなく、障害年金や遺族年金まで受け取ることができなくなってしまう場合があります。

そのような状況を防ぐため、ご本人からの申請により、保険料が「免除」または「納付猶予」される制度があります。

### 免除等申請をおすすめします

#### 年金を受け取るために必要な期間に算入されます！

免除や納付猶予が承認された期間は、老齢基礎年金を受け取るために必要な期間（120か月）として認められます。

#### 万が一の際にも保障があります！

納付猶予を受けていれば、ケガや病気で障害や死亡といった不測の事態が発生した場合、障害年金や遺族年金を受け取ることができます。

未納のままだと、障害を負った際に、障害年金が受け取れない場合があります。



納付猶予を受けていれば

障害を負ったときにも  
年金が支えてくれます。

免除された保険料は後から納めることで  
年金額を増やせます。

10年以内であれば、免除された保険料をさかのぼって納付（追納）し、**老齢基礎年金の受給額を満額に近づけることが可能**です。

※免除期間から2年度を超えて追納する場合は、経過期間に応じた加算額が上乗せされますので、ご注意ください。

### 手続きは簡単です

STEP 1

同封のハガキに  
必要事項を記入する



STEP 2

個人情報保護シールを  
貼って投函する



STEP 3

審査結果の  
ハガキを待つ

記載例は裏面にあります

スマートフォン等によりマイナポータルから電子申請することも可能です。手続き及び申請方法は[こちらから](https://myna.go.jp)

マイナポータル

検索

#### 「納付猶予対象者用リーフレット」（うら面）

## 申請書の記入方法

赤枠の箇所をボールペンで記入してください

このハガキでの申請期間は、ここに記載された年度の7月～翌年6月までです。

## STEP 1

申請される方の**お名前**と**お電話番号**をご記入ください。

## STEP ②

配偶者がいる場合は「いる」を〇で囲んで、**お名前と生年月日**を記入ください。

※別居中の配偶者がいる場合は、配偶者の個人番号も記入ください。

### STEP ③

世帯主が別にいる場合は「いる」を○で囲んで、**お名前**をご記入ください。

## STEP ④

提出日を記入し、同封の個人情報保護シールを貼って投函してください。

- 申請する対象期間中に、世帯構成の変更（結婚・離婚・世帯主変更等）や申請者・配偶者・世帯主のいずれかに離職などの就業状況の変更があった場合は、「特記事項」欄にその旨と年月日をご記入ください。

**！付加年金、国民年金基金に加入中の方へ**

免除・納付猶予が承認されると、加入している付加年金や国民年金基金は脱退となります。

※審査には2か月程度かかります。審査結果の通知書が届く前に、年金事務所や日本年金機構の委託事業者から、行き違いでご案内がされることがありますので、ご了承ください。  
※学生の方は、免除制度をご利用いただけません。納付が猶予される「学生納付特例制度」をご利用ください。

国民年金保険料の免除制度は、ホームページでもご案内しています。

(<https://www.nenkin.go.jp/service/kokunen/menjo/index.html>)

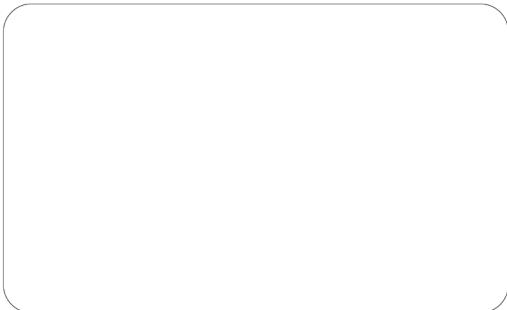
国民年金 免除

検索

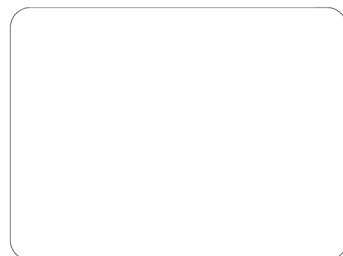
2504 1016 029

## 「送付用封筒」（おもて面）

開封前にあて名をご確認ください。  
誤配や転居した等の場合は、お手数をおかけしますが、  
受取人の方へお届けする場合は、封筒に記入して郵便局へお届けください。



親 展



開封前にあて名をご確認ください。

大切なお知らせです。  
必ず開封してください。

差出人 日本年金機構 〒168-8505 東京都杉並区高井戸西三丁目5番24号

## 「送付用封筒」（うら面）



開封前にあて名をご確認ください。お届け先のご住所に、現在、受取人の方がお住まいではない場合には、お手数をおかけしますが、「誤配」、「転居した」等を封筒にご記入いただき、開封せずにそのままポストに入れてください。

手続きは、おすみですか？

日本年金機構ホームページ <https://www.nenkin.go.jp/>

## 令和7年度の学生納付特例申請書の送付について

(国民年金部)

令和6年度に学生納付特例制度により保険料納付を猶予されている方で、引き続き令和7年度も在学予定の方に、「国民年金保険料学生納付特例申請書」（ターンアラウンド様式）を**令和7年4月1日（火）**にお送りします。

申請書はハガキ形式になっており、必要事項を記入してポストに投函することで、令和7年度の学生納付特例を申請することができます。この場合、在学証明書または学生証の写しを添付する必要はありません。

ただし、在学している学校等に変更がある方については、このハガキで申請することはできませんので、通常の申請書に在学証明書または学生証の写しを添付して申請することになります。

なお、マイナポータルを開設されている方で「ねんきんネット」と連携済の方には、**令和7年4月1日（火）**に日本年金機構からマイナポータルにもお知らせをお送りします。

学生納付特例を希望される場合、「お知らせ詳細」の画面にある「申請」ボタンから簡単に学生納付特例を申請することができます。

## ＜申請書レイアウト＞

(表面)

 <p>発行年月日 XXXX年XX月XX日</p> <p>基礎年金番号 XXXX-XXXXXX</p> <p>お問い合わせ先 年金事務所 X (宛先不明時の返送先) 999-9999 日本年金機構 XXXXX 事務センター</p>	<p>令和7年度 国民年金保険料 学生納付特例申請 のご案内</p> <p>以下の箇所に記入をお願い致します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">届きコード</td> <td style="width: 30%;">審査所コード</td> <td style="width: 30%;">基礎年金番号</td> </tr> <tr> <td>56237</td> <td></td> <td>9999999</td> </tr> <tr> <td colspan="3">※基礎年金番号・生年月日を確認してください。</td> </tr> </table> <p>申請者記入欄</p> <p>在学予定年月 年度 年 月入学 (卒業予定年月) 令和 年 月卒業予定</p> <p>学生納付特例申請期間 令和7年 4月 から 令和 年 月まで</p> <p>1. なし 2. あり (12万円以下) 3. あり (12万円以上) ⇒ [総合上り] 基本満額 この申請に必要な所得控除等の認証は市区町村(住所等を含む)および 日本年金機構に委託します。</p> <p>受付年月日</p>	届きコード	審査所コード	基礎年金番号	56237		9999999	※基礎年金番号・生年月日を確認してください。		
届きコード	審査所コード	基礎年金番号								
56237		9999999								
※基礎年金番号・生年月日を確認してください。										

(裏面)

## 令和7年度国民年金保険料について

(国民年金部)

### 国民年金保険料の金額

令和7年度の国民年金保険料額は、「**月額17,510円**」です。

令和7年度の国民年金保険料額は、国民年金法第87条において17,000円とされていますが、平成16年度からの物価と賃金の変動に基づく令和7年度の保険料改定率「1.030」を乗じることにより、17,510円となりました。

### 便利でお得な納付方法をご利用ください

#### ■ 口座振替（口座からの引き落とし）

口座振替を利用すると、金融機関等に行く手間と時間が省けます。

さらに、「早割（当月末納付）」や「前納」で納めると、保険料が割引されます。

※ 過去の納め忘れの保険料は、口座振替で納めることはできません。

※ 引き落とし日は月の末日ですが、土・日・祝日の場合は、翌営業日に引き落としとなります。

#### ■ クレジットカード納付

年金事務所に申し込み、継続的にクレジットカード会社から立替納付を行うものです。

さらに、「前納」で納めると、保険料が割引されます。

※ 過去の納め忘れの保険料および一部免除期間の保険料は、クレジットカードで納めることができません。

#### ■ 電子納付

ペイジー、インターネットバンキング、スマートフォン決済等もご利用いただけます。

### 国民年金保険料の前納

国民年金保険料を前納する場合の期間及び納付すべき額について、厚生労働省告示（令和7年厚生労働省告示第37号）により定められました。

現金・クレジットカード納付で保険料を前納した場合、毎月払いと比べて2年前納なら15,670円、1年前納なら3,730円、6ヶ月前納でも850円の割引になります。

また、口座振替制度を利用して保険料を前納した場合、毎月払いと比べて2年前納なら17,010円、1年前納なら4,400円、6ヶ月前納でも1,190円の割引となり、大変お得です。

口座振替・クレジットカード納付には、次の方法があります。

- (1) 2年（4月～翌々年3月分）分の前納
- (2) 1年（4月～翌年3月分）分の前納
- (3) 6ヶ月（4月～9月分、10月～翌年3月分）分の前納
- (4) 毎月（早割）※口座振替のみ
- (5) 每月（割引なし）

## まだ間に合う2年前納は？

口座振替・クレジットカード納付による令和7年4月からの2年前納の新規申込みは、令和7年2月末日で受付を終了しましたが、現金（納付書）での納付は可能です。

納付書の発行については、お近くの年金事務所をご案内ください（**令和7年4月から令和9年3月分までの前納納付書の使用期限は、令和7年4月30日（水）**です。余裕をもったご案内をお願いします）。

また、年度途中で新たに国民年金第1号被保険者になった方も、納付書・口座振替・クレジットカード納付による翌年度3月分までの前納ができます。

※ 保険料額が30万円を超える納付書は、コンビニエンスストアでは利用できません。

※ 金融機関等で納めていただく必要があるため、ご案内の際には、営業日等にご留意ください。

## 国民年金保険料 納付額比較（令和7年4月時点）

	1ヶ月分 保険料額	割引額	6ヶ月分 保険料額	割引額	1年分 保険料額	割引額	2年分 保険料額	割引額
毎月納付 (納付書による現金納付) (翌月末振替の口座振替)	17,510円	-	105,060円	-	210,120円	-	425,160円	-
【早割】 (当月末振替の口座振替)	17,450円	60円	104,700円	360円	209,400円	720円	-	-
6ヶ月前納 (現金納付)	-	-	104,210円	850円	208,420円	1,700円	-	-
6ヶ月前納 (口座振替)	-	-	103,870円	1,190円	207,740円	2,380円	-	-
1年前納 (現金納付)	-	-	-	-	206,390円	3,730円	-	-
1年前納 (口座振替)	-	-	-	-	205,720円	4,400円	-	-
2年前納 (現金納付)	-	-	-	-	-	-	409,490円	15,670円
2年前納 (口座振替)	-	-	-	-	-	-	408,150円	17,010円

※ 令和7年度の国民年金保険料額は、「**月額17,510円**」です。

※ 一部免除（一部納付）の方の口座振替は「毎月納付（翌月末振替）」のご利用となります。

※ クレジットカード納付、納付書での納付については、【早割】（当月末振替の口座振替）はありません。

また、クレジットカード納付による6ヶ月前納・1年前納・2年前納の割引額は、納付書による現金納付の割引額と同額となります。

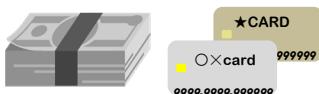
## 「現金」で2年分の国民年金保険料を毎月納付

$$\text{令和7年度分の国民年金保険料} \quad (17,510\text{円} \times 12\text{ヶ月}) + \text{令和8年度分の国民年金保険料} \quad (17,920\text{円} \times 12\text{ヶ月}) = 425,160\text{円}$$

## 「口座振替」、「現金・クレジットカード」で2年分の国民年金保険料を前納



口座振替で2年分の国民年金保険料を前納すると、  
納付額は、**408,150円（17,010円割引）**です！



現金・クレジットカードで2年分の国民年金保険料を前納すると、  
納付額は、**409,490円（15,670円割引）**です！

## 国民年金法施行規則の改正に伴い年金請求書の様式を変更します

(年金給付部)

令和7年3月1日に厚生年金保険法施行規則及び国民年金法施行規則の一部を改正する省令が施行されました。国民年金法施行規則の改正に伴い、老齢年金請求書、障害年金請求書、遺族年金請求書および寡婦年金請求書について以下のとおり様式を変更します。

### 1. 様式変更の対象帳票

様式番号	帳票名	変更時期
—	ターンアラウンド老齢年金請求書	令和7年3月 (6月生月者~)
101	年金請求書（国民年金・厚生年金保険老齢給付）	令和7年6月
107	年金請求書（国民年金障害基礎年金）	令和7年6月
108	年金請求書（国民年金遺族基礎年金）	令和7年6月
109	年金請求書（国民年金寡婦年金）	令和7年6月
110	年金請求書（国民年金遺族基礎年金）（別紙）	令和7年6月

### 2. 年金請求書の主な変更点

#### (1) 記載事項の簡略化

省令改正に伴い、請求者の他の年金の受給状況、配偶者の公的年金等の受給状況、特別一時金の受給状況、及び厚生年金保険第四種被保険者期間に係る記載を不要としました。

#### (2) 年金受取口座の記入欄の変更

令和7年6月から、年金請求手続きにおいて年金受取口座を公金受取口座へ登録することが可能となることに伴い、年金受取口座欄を変更します。年金請求書の公金受取口座の登録意思欄の記入方法について、お客様から照会があった場合は、公金受取口座の利用意思欄において、「2 利用しない（または未登録）」を記入した場合に、公金受取口座の登録意思欄を記入するよう案内してください。

なお、令和7年5月以前に繰上げ請求を行う方に対しては、公金受取口座の登録意思欄の記入は不要であることを説明してください。

### 3. 旧帳票の取扱い

様式変更前の帳票で年金請求書が提出された場合は、令和7年3月以降も受付できます。

### 4. 年金請求手続きのご案内の様式変更

戸籍の情報連携が開始されたことに伴い、配偶者または子がいる場合の添付書類（戸籍・住民票・所得証明書）について、マイナンバーを記入することにより省略できることとなったため、基本的にマイナンバーで手続きいただくことを想定して、ターンアラウンド老齢年金請求書に同封している「年金請求手続きのご案内」について、従来よりも必要な添付書類について簡素に説明を記載することにより、読みやすくしました。

## ◆ターンアラウンド老齢年金請求書（令和7年3月～）

### 年金請求書(国民年金・厚生年金保険老齢給付)

- この年金請求書には、日本年金機構でお預かりしている情報をあらかじめ印字しています。  
印字内容が異なっている場合は、二重線を引いて訂正してください。  
＊訂正した箇所については別途手続きが必要な場合がありますので、年金事務所等にご連絡ください。
- 記入する箇所は **□** の部分です。（（注）**□** は金融機関で証明を受ける場合に使用する欄です。）
- 黒インクのボールペンでご記入ください。  
＊鉛筆や、摩擦等により消色するインクを用いたペンは使用しないでください。
- 代理人の方が提出する場合は、ご本人（年金を受ける方）が12ページにある委任状をご記入ください。

受付登録コード
1 7 1 1

入力処理コード
4 3 0 0 1

シール貼付不要

8

市区町村  
受付年月日

実施機関等  
受付年月日

#### 1. ご本人(年金を受ける方)の印字内容を確認のうえ、太枠内をご記入ください。

23 郵便番号

24 住 所

フリガナ

21 氏 名

様

性 別

社会保険労務士の提出代行者欄

個人番号 ※  
(マイナンバー)

基礎年金番号

② 生年月日

電話番号

#### 2. 年金の受取口座をご記入ください。貯蓄預金口座または貯蓄貯金口座への振込みはできません。

年金受取口座に公金受取口座として登録済の口座を利用するかご記入ください。

(1) 公金受取口座  
の利用意思  ① 利用する  ② 利用しない(または未登録)

※公金受取口座を利用する場合は、通帳等の  
写しの添付や金融機関の証明は不要です。

年金受取口座として指定する口座をご記入ください。(公金受取口座を利用する場合も必ずご記入ください。)

25 (2) 年金振込先	26 ① 金融機関コード	28 支店コード	(フリガナ)	銀行 金庫 信組協 農信連 信連協	(フリガナ)	本店 支店 出張所 本所 支所	29 預金種別	30 口座番号(左詰めで記入)
							① 普通 ② 当座	→
	② ゆうちょ銀行		貯金通帳の記号(左詰めで記入)	30 番号(右詰めで記入)	金融機関またはゆうちょ銀行の証明欄			
			→	←				
	口座名義人氏名 (カタカナ)	(氏)	(名)					

上記(1)で「2利用しない(または未登録)」を選択された方は、上記(2)年金振込先を公金受取口座へ登録するかご記入ください。

(3) 公金受取口座  
の登録意思  ① 登録する  ② 登録しない

公金受取口座については最終ページをご参照ください。

## ◆ターンアラウンド老齢年金請求書（令和7年3月～）

### 3. これまでの年金の加入状況についてご確認ください。

( 現在の年金加入記録を(1)に印字しています。)

(1) 下記の年金加入記録をご確認のうえ、印字内容が異なっているところは二重線を引いて訂正してください。  
訂正した場合には「事業所(船舶所有者)の所在地または国民年金加入当時の住所」欄をご記入ください。

(※) 厚年・船保・共済の(至)年月日については、退職日等の翌日を表示しています。

## お客様の 受給資格期間

※受給資格期間とは、年金の受け取りに必要な期間のことです。  
※左欄に＊＊＊が表示されている場合は、重複期間がありますので、年金事務所等でご確認ください。  
※(1)年金制度に「国年」と表示されている場合、左欄の月数には、国民年金の任意加入期間のうち、  
保険料を納めていない月数が含まれている場合がありますので、年金事務所等でご確認ください。

ご注意ください！

複数の年金手帳番号をお持ちの方は、一部の年金記録が基礎年金番号に反映されていない場合があります。

受給資格期間や年金額を増やすことができます。

ご本人のお申し出により、60歳以上65歳未満の5年間(納付月数は480月まで)、国民年金保険料を納めることで、受給資格期間や年金額を増やすことができる任意加入制度がありますのでぜひご活用ください。

(なお、厚生年金保険・共済組合加入中の方は任意加入制度をご利用いただくことはできません。)

## ◆ターンアラウンド老齢年金請求書（令和7年3月～）

(2) 3ページ(続紙を含む)に印字されている期間以外に年金加入期間(国民年金、厚生年金保険、船員保険、共済組合)がある場合は、その期間を下欄にご記入ください。

	事業所名称(支店名等)、船舶所有者名称または共済組合名称等 (※1)	勤務期間または 国民年金の加入期間	加入 年金制度 (※2)	事業所(船舶所有者)の所在地 または国民年金加入当時の住所
1		(自) 年 月 日 (至) 年 月 日	〔国民〕〔厚生〕 〔船保〕〔共済〕	
2		(自) 年 月 日 (至) 年 月 日	〔国民〕〔厚生〕 〔船保〕〔共済〕	
3		(自) 年 月 日 (至) 年 月 日	〔国民〕〔厚生〕 〔船保〕〔共済〕	

(3) 改姓・改名をしているときは、旧姓名および変更した年月日をご記入ください。(※年金記録の確認に使用します。)

旧姓名 (フリガナ) (氏) (名)	旧姓名 (フリガナ) (氏) (名)
変更日 〔昭和・平成・令和〕 年 月 日	変更日 〔昭和・平成・令和〕 年 月 日

※(4)については3ページ下部にあります「お客様の受給資格期間」が300ヶ月未満の方のみご記入ください。

(4) 20歳から60歳までの期間における婚姻期間や年金に加入していない期間等について、以下の該当する項目をチェックしてください。

(以下の一①～⑦に該当する場合は、添付書類が必要となる場合があります※。)

※以下の書類のほか、受給資格期間の確認のため、別途、他の書類の提出をお願いすることがありますので、お近くの年金事務所へ事前にご相談ください。

項目番号	確認項目(記入欄)	必要な書類の例
①	<ul style="list-style-type: none"> <li>昭和61年3月以前に婚姻していた期間がある ⇒過去に婚姻していた相手方について以下にご記入ください。 (現に婚姻中の相手方については、8ページにご記入ください。)</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">           ナカ氏名:            漢字氏名:            ※生年月日:〔天正・昭和〕 年 月 日            ※基礎年金番号:            ※生年月日や基礎年金番号はわかる範囲でご記入ください。            複数名いる場合は、余白にご記入ください。         </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>婚姻期間が確認できる戸籍謄本 または戸籍抄本</li> </ul> <p>※結婚から離婚または死別まで確認できるもの。複数回離婚されている場合は、すべての戸籍全各項証明</p>
②	<ul style="list-style-type: none"> <li>海外に住んでいたことがある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>海外に居住していた期間が確認できる戸籍の附票の写し</li> </ul>
③	<ul style="list-style-type: none"> <li>外国籍である(あった)方で、65歳到達の前日(65歳の誕生日の前々日)までに帰化又は永住許可を受けている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>以下のいずれかの書類 ・帰化日が確認できる戸籍謄本 または戸籍抄本</li> <li>・永住許可年月日が記載された在留カード等</li> <li>・特別永住者証明書</li> </ul>
④	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成3年3月以前に大学院・大学・短期大学・専修学校・各種学校の学生であったことがある (夜間部・通信制は除く。)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>在籍(期間)証明書等</li> </ul>
⑤	<ul style="list-style-type: none"> <li>昭和61年3月以前に本人または配偶者が、国會議員・地方議会議員であったことがある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国會議員、地方議会議員の期間を証明できる書類</li> </ul>
⑥	<ul style="list-style-type: none"> <li>昭和61年3月以前に国民年金の任意脱退の承認を受けたことがある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県知事等の承認により国民年金の被保険者とされなかった期間が確認できる書類</li> </ul>
⑦	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人または配偶者が、3～2ページの最下段に記載の年金または恩給を受けていたことがある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>年金または恩給を受けていたことが確認できる証書等</li> </ul>
⑧	<ul style="list-style-type: none"> <li>上記①～⑦に該当しない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>なし</li> </ul>

※年金請求書を共済組合等に提出する場合は、上記の項目に関して、年金事務所で年金加入期間確認通知書(合算対象期間用)の発行を受け、年金請求書と合わせて提出する必要があります。

## ◆ターンアラウンド老齢年金請求書（令和7年3月～）

### 4-1. 現在の年金の請求状況についてご記入ください。

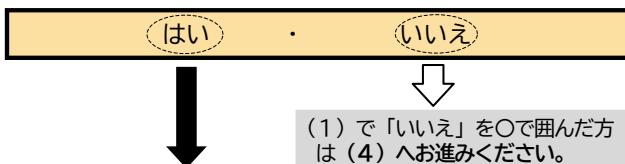
今回請求する年金の他に現在請求中の公的年金があれば○で囲んでください。  
(請求中の年金がない場合は記入不要です。)

公的年金制度名	年金の種類
Ⓐ 国民年金法	○ 老齢または退職
Ⓑ 厚生年金保険法	○ 障害
Ⓒ 国家公務員共済組合法	○ 遺族
Ⓓ 地方公務員等共済組合法	
Ⓔ 私立学校教職員共済法	
Ⓕ その他 ( )	

### 4-2. 雇用保険の加入状況についてご記入ください。

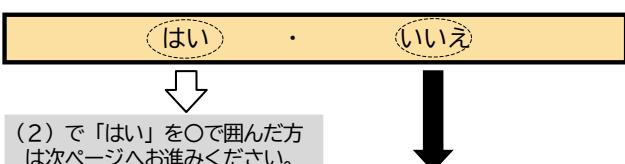
65歳になるまでの老齢厚生年金（特別支給の老齢厚生年金を含みます）を請求する方は以下をご記入ください。

(1) 雇用保険に加入したことがありますか。



(2) (1) で「はい」を○で囲んだ方は次の質問についてご記入ください。

年金請求書を提出する時点で、最後に雇用保険の被保険者でなくなった日から7年以上経過していますか。



(3) (2) で「いいえ」を○で囲んだ方は雇用保険被保険者番号(10桁または11桁)を左詰めでご記入ください。

22 雇用保険 被保険者番号	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____
-------------------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

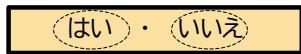
※ (3) に記入した場合、雇用保険被保険者証等の番号が確認できる書類の添付が必要です。  
詳しくは、年金の請求手続きのご案内をご覧ください。

(4) (1) で「いいえ」を○で囲んだ方は雇用保険に加入していなかった理由について、  
次のアまたはイのいずれかをチェックしてください。

ア	雇用保険の加入事業所に勤めていたが、雇用保険の被保険者から除外されていたため。 雇用保険法による適用事業所に雇用される者であるが、雇用保険被保険者の適用除外であり、雇用保険被保険者証の交付を受けたことがない。 (例 事業主、事業主の妻等)
	雇用保険に加入していない事業所に勤めていたため。 雇用保険法による適用事業所に雇用されたことがないため、雇用保険被保険者証の交付を受けたことがない。

※(5)は共済組合の加入期間がある方のみご記入ください。

(5) 60歳から65歳になるまでの間に、雇用保険の基本手当または高年齢雇用継続給付を受けていますか  
(または受けたことがありますか)。「はい」または「いいえ」を○で囲んでください。



## ◆ターンアラウンド老齢年金請求書（令和7年3月～）

### 5-1. 配偶者についてご記入ください。

(1) 配偶者はいますか。

はい ·  いいえ



「いいえ」を○で囲んだ方は次ページへお進みください。

配偶者がいる場合、添付書類が必要となる場合があります。年金の請求手続きのご案内をご覧ください。

(2) (1)で「はい」を○で囲んだ方は、次の①～④についてご記入ください。

① 配偶者の氏名、生年月日、個人番号(または基礎年金番号)、性別についてご記入ください。

31 氏名	(フリガナ) (氏) (名)	4 生年月日	年 月 日 <input type="radio"/> 天正 <input type="radio"/> 昭和 <input type="radio"/> 平成
3 個人番号※ (または 基礎年金番号)		性別	<input type="radio"/> ① 男 <input type="radio"/> ② 女

\*個人番号(マイナンバー)については、13ページをご確認ください。基礎年金番号(10桁)で届出する場合は左詰めでご記入ください。

② 配偶者の住所がご本人(年金を受ける方)の住所と異なる場合は、配偶者の住所をご記入ください。

郵便番号	一
住所	市 区 町 村 建物名 (フリガナ)

③ 配偶者について、現在請求中の公的年金があれば○で囲んでください。

(請求中の年金がない場合は記入不要です。)

公的年金制度名			年金の種類
<input type="radio"/> 国民年金法	<input type="radio"/> 厚生年金保険法	<input type="radio"/> 船員保険法	<input type="radio"/> 老齢または退職
<input type="radio"/> 国家公務員共済組合法	<input type="radio"/> 地方公務員等共済組合法	<input type="radio"/> 私立学校教職員共済法	<input type="radio"/> 障害
<input type="radio"/> その他 ( )			<input type="radio"/> 遺族

④ 加給年金額および振替加算に関する生計維持の申し立てについてご記入ください。

ご本人(年金を受ける方)によって生計維持されている配偶者や子がいる場合、「加給年金額」が加算される場合があります。また、ご本人(年金を受ける方)が配偶者によって生計維持されている場合「振替加算」が加算される場合があります。

以下の2つの要件を満たしているとき、「生計維持されている」といいます。

ア 生計を同じくしていること(例) 同居している。単身赴任等で住所が異なっているが生活費を共にしている。

イ 収入要件を満たしていること

年収850万円(所得655.5万円)を将来にわたって有しないことが認められること。

#### 生計維持関係に関する申立書

申立日 令和 年 月 日  
(記入日)

1. 上記の配偶者と生計を同じくしていますか。該当するものを○で囲んでください。

(同居している場合や、単身赴任等で住所が異なっているが生活費を共にしている場合は生計を同じくしていることとなります。)

はい ·  いいえ

2. 上記の配偶者または本人の年収について、該当するものを○で囲んでください。

対象者	(1)年収は850万円未満ですか。 (または所得655.5万円未満ですか。)	(1)で「いいえ」に○を付けた方のみご記入ください。 (2)おおむね5年内に年収850万円 (所得655.5万円)未満となる見込みがありますか。
配偶者 (加給年金額に関する申立て)	<input type="radio"/> はい · <input type="radio"/> いいえ	<input type="radio"/> はい※ · <input type="radio"/> いいえ
本人 (振替加算に関する申立て)	<input type="radio"/> はい · <input type="radio"/> いいえ	<input type="radio"/> はい※ · <input type="radio"/> いいえ

\*<sup>(2)</sup>で「はい」を○で囲んだ方は、添付書類が必要です。年金の請求手続きのご案内をご覧ください。

## ◆ターンアラウンド老齢年金請求書（令和7年3月～）

### 5-2. 子についてご記入ください。

(1) 以下のいずれかに該当する「子」はいますか。

- ① 18歳になった後の最初の3月31日までにある子
- ② 20歳未満であって、国民年金法施行令別表に定める障害等級1級・2級の障害の状態にある子

はい	・	いいえ
----	---	-----



「いいえ」を○で囲んだ方は次ページへお進みください。



子がいる場合、添付書類が必要となる場合があります。年金の請求手続きのご案内をご覧ください。

(2) (1)で「はい」を○で囲んだ方は、次の①～②についてご記入ください。

- ① 子の氏名、生年月日、個人番号(マイナンバー)および障害の状態についてご記入ください。  
 (4人目以降は別紙にご記入ください)

職員記入欄
別紙有無
□ 有

A 欄	32 子の氏名 (フリガナ) (氏) 個人番号 (マイナンバー)	(名)	32 生年月日 <small>平成 令和</small> 年 月 日	32 診
			障害の状態 ある・ない	
B 欄	33 子の氏名 (フリガナ) (氏) 個人番号 (マイナンバー)	(名)	33 生年月日 <small>平成 令和</small> 年 月 日	33 診
			障害の状態 ある・ない	
C 欄	34 子の氏名 (フリガナ) (氏) 個人番号 (マイナンバー)	(名)	34 生年月日 <small>平成 令和</small> 年 月 日	34 診
			障害の状態 ある・ない	

② 加給年金額に関する生計維持の申し立てについてご記入ください。

ご本人（年金を受ける方）によって生計維持されている子がいる場合、「加給年金額」が加算される場合があります。

以下の2つの要件を満たしているとき、「生計維持されている」といいます。

ア 生計を同じくしていること（例）同居している。単身赴任等で住所が異なっているが生活費を共にしている。

イ 収入要件を満たしていること

年収850万円（所得655.5万円）を将来にわたって有しないことが認められること。

### 生計維持関係に関する申立書

申立日 令和 年 月 日  
(記入日)

1. 上記の子と生計を同じくしていますか。該当するものを○で囲んでください。  
 (同居している場合や、単身赴任等で住所が異なっているが生活費を共にしている場合は生計を同じくしていることとなります。)

はい	・	いいえ
----	---	-----

2. 上記の子の年収について、該当するものを○で囲んでください。

対象者	(1)年収は850万円未満ですか。 (または所得655.5万円未満ですか。)	(1)で「いいえ」に○を付けた方のみご記入ください。 (2)おむね5年以内に年収850万円（所得655.5万円）未満となる見込みがあります。
A欄の子	はい・いいえ	はい※・いいえ
B欄の子	はい・いいえ	はい※・いいえ
C欄の子	はい・いいえ	はい※・いいえ

※ (2)で「はい」を○で囲んだ方は、添付書類が必要です。年金の請求手続きのご案内をご覧ください。

## ◆ターンアラウンド老齢年金請求書（令和7年3月～）

### 6. 代理人に手続きを委任される場合にご記入ください。

#### 委任状

代理人 \*ご本人(委任する方)がご記入ください。

フリガナ	ご本人との関係			
氏名				
住所	〒	電話	—	—
	建物名			

私は、上記の者を代理人と定め、以下の内容を委任します。

ご本人 *ご本人(委任する方)がご記入ください。	作成日	令和 年 月 日										
基礎年金番号	—											
フリガナ				生年月日	大正 年 月 日							
氏名	(旧姓 )				昭和							
住所	〒	—	電話	—	—	建物名						
委任する内容	<p>●委任する事項を次の項目から選んで○で囲んでください。5.を選んだ場合は委任する内容を具体的にご記入ください。</p> <p>1. 年金および年金生活者支援給付金の請求について 2. 年金および年金生活者支援給付金の見込額について 3. 年金の加入期間について 4. 各種再交付手続きについて 5. その他 (具体的にご記入ください) ( )</p> <p>●「年金の加入期間」や「見込額」などの交付について A. 代理人に交付を希望する      B. 本人あて郵送を希望する</p>											

※前頁の注意事項をお読みいただき、記入漏れのないようにお願いします。

なお、委任状の記入内容に不備があったり、本人確認ができない場合はご相談に応じられないことがあります。

### ◆ターンアラウンド老齢年金請求書（令和7年3月～）

## 機構独自項目

入力処理コード	年金コード	作成原因	7	進達番号
4 3 0 0 0 1	1 1 5 0	6 01		

1. ご本人(年金を受ける方)について、ご記入ください。

(1)印字されている基礎年金番号と異なる記号番号の年金手帳等をお持ちの場合は、その年金手帳の記号番号をすべてご記入ください。

厚生年金保険		一				一
国民年金保険						
船舶員保 の 手帳記号番号		一			一	

※ 手帳記号番号を記入した方は「年金手帳」または「厚生年金保険被保険者証」のコピーを添付してください。

(2)個人番号（マイナンバー）の登録の有無について  
下の表示において、「1」となっている方は、すでに日本年金機構で個人番号（マイナンバー）の登録がされています。

個人番号  
(マイナンバー) が登録済の方 : 1

※ (2)において「0」または空欄となっている方は、1ページに個人番号（マイナンバー）をご記入ください。  
個人番号（マイナンバー）をご記入いただくことにより、生年月日に関する書類（住民票等）の添付が不要になります。  
(同封の年金の請求手続きのご案内をご覧ください。)

## 2. 配偶者についてご記入ください。

配偶者について、基礎年金番号と異なる記号番号の年金手帳等をお持ちの場合は、その年金手帳の記号番号をすべてご記入ください。

※ 手帳記号番号を記入した方は「年金手帳」または「厚生年金保険被保険者証」のコピーを添付してください。

## ◆ターンアラウンド老齢年金請求書（令和7年3月～）

### 3. 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書についてご記入ください。

提出年	令和 年	提出日	令和 年 月 日 提出	1 1 5 0
-----	------	-----	-------------	---------

- (1) ご本人（年金を受ける方）のカナ氏名、生年月日、住所、基礎年金番号を確認し、氏名をご記入ください。  
ご本人自身が障害者・寡婦等に該当しない場合は、下記事項を○で囲む必要はありません。

フリガナ			生年月日	
氏名				
住所				
郵便番号			電話番号	- - -
基礎年金番号				

う 本人障害	え 寡婦等	1. 普通障害 2. 特別障害	1. 寡婦 2. ひとり親	お 本人所得	年間所得の見積額が 900万円を超える
-----------	----------	--------------------	------------------	-----------	------------------------

- (2) 上記の提出年の扶養親族等の状況についてご記入ください。

うかきくについては「摘要」欄に記入が必要な場合があります。15ページの各欄の説明をご覧ください。  
(ご本人に控除対象配偶者や扶養親族がない場合は、下記事項を記入する必要はありません)

あ 源泉控除対象 配偶者 または 障害者に該当す る同一生計 配偶者	個人番号（マイナンバー）	フリガナ 氏名	続柄	生年月日	う か き く 障害	か 同居・別居 の区分	き 所得金額
					1. 夫 2. 妻	1. 普通障害 2. 特別障害	1. 同居 2. 別居 3. 非居住
控除対象 扶養親族 (16歳以上)	収入が年金のみで、以下のいずれかに該当する。 1. 65歳以上の場合、年金額が158万円以下 2. 65歳未満の場合、年金額が108万円以下	個人番号（マイナンバー）	1. 夫 2. 妻	1明 3大 年 月 日 5昭 7平	1. 普通障害 2. 特別障害	1. 同居 2. 别居	万円（年間）
						1. 非居住	
い 扶養親族 (16歳未満)	1. 特定 2. 老人	1明 3大 年 月 日 5昭 7平	1. 特定 2. 老人	1明 3大 年 月 日 5昭 7平	1. 普通障害 2. 特別障害	1. 同居 2. 别居	万円（年間）
						1. 非居住	
う か き く 摘要	摘要	7 平成 年 月 日 9 令和	7 平成 年 月 日 9 令和	7 平成 年 月 日 9 令和	1. 普通障害 2. 特別障害	1. 同居 2. 别居	万円（年間）
						1. 非居住	

\*提出年より前に年金が受けられる場合は、過去の年分の扶養親族等申告書をすべて提出していただくことになります。  
(申告書は年金事務所に用意してあります)

\*「扶養親族(16歳未満)」欄は、地方税法第45条の3の3および第317条の3の3の規定による「公的年金等受給者の扶養親族申告書」の記載欄を兼ねています。

\*控除対象配偶者や扶養親族の個人番号を確認する書類は提出する必要はありません。

(年金の支払者) 官署支出官 厚生労働省年金局事業企画課長 法人番号 6000012070001

## ◆年金請求手続きのご案内（令和7年3月～）

65歳用

### 年金の請求手続きのご案内

65歳になると『老齢基礎年金』を受け取る権利が発生します。

また、厚生年金保険の被保険者期間がある方は、同時に『老齢厚生年金』を受け取る権利が発生します。

これらの年金の受け取り開始時期は、65歳から75歳まで、自由に選択できます。

下記案内をお読みいただき、同封の「年金請求書（国民年金・厚生年金保険老齢給付）」（以下「年金請求書」）によりお手続きください。

年金の増額を希望される方は、66歳以降に繰り下げて請求することで、増額した年金（70歳時点42%、75歳時点84%）を受け取ることができます。詳しくは、6ページをご覧ください。

**△ 65歳の誕生日の前日以降に、「年金請求書」の提出が可能となります。**

#### ■ 年金を受け取るための手続きの流れ

##### STEP1 年金請求書に必要事項をご記入ください

記入方法が動画で確認できます。  
右の二次元コードからアクセス▶



- 黒インクのボールペンでご記入ください。  
\* 鉛筆や、摩擦等により消色するインクを用いたペンは使用しないでください。
- 住所欄に印字された住所が住民票住所であることをご確認ください。  
印字された住所に誤りがある場合は、二重線で訂正のうえ、正しい住所（フリガナを含む）を余白にご記入ください。  
\* 住民票住所と異なる居所を通知書等送付先とする場合は、住所欄に通知書等送付先を記入したうえで、「住民基本台帳による住所等の更新停止・解除申出書」が必要になりますので、お近くの年金事務所にお問い合わせください。

##### STEP2 必要な添付書類をご確認ください

- 2ページ・3ページをご確認ください。

\* 年金請求書にマイナンバーを記入することにより戸籍、住民票および所得証明書の添付を省略できます。

##### STEP3 お近くの年金事務所等の窓口または郵送にてご提出ください

- 65歳の誕生日の前日以降に、必要な添付書類とともに年金事務所に郵送いただくか、年金事務所や街角の年金相談センターの窓口にお持ちください。
- 年金を受けられるようになったときから5年を過ぎると、法律に基づき、5年を過ぎた分については時効により受け取れなくなります。縁下げ請求を希望しない方は早めにお手続きください。

窓口での手続きには、予約相談をご利用ください。

詳しくは同封の「老齢年金請求書のご提出について」をご覧ください。

##### STEP4 年金の受け取りが始まります

- 年金請求書の審査結果は、受付日から1～2ヶ月程度で「年金証書・年金決定通知書」等により、お知らせします。
- 「年金証書・年金決定通知書」がお手元に届いてから、1～2ヶ月後に年金のお支払のご案内（年金振込通知書等）がお手元に届き、年金の受け取りが始まります。



## ◆年金請求手続きのご案内（令和7年3月～）

### 年金請求に必要な添付書類

#### 1. 年金の受け取り方法を確認する書類

老齢基礎年金および老齢厚生年金の受取開始時期は、65歳から75歳まで自由に選択できます。  
同封している以下の書類に希望する年金の受取方法をご記入し、年金請求書とあわせてご提出ください。  
(65歳から年金を受け取る場合であっても、ご提出をお願いします。)

##### ● 老齢年金の受取方法確認書 (老齢年金の縁下げ意思についての確認)

- \* 66歳以降に縁下げて年金を受け取る場合は、65歳時点（権利発生時点）での手続きは不要です。  
受け取りを希望する時期にお手続きください。（詳細は6ページをご確認ください。）
- \* 障害年金や遺族年金を受け取る権利を有する方は、縁下げすることができないため、提出は不要です。  
「障害基礎年金のみ」を受ける権利がある方は、老齢厚生年金の縁下げができるため、提出が必要です。

#### 2. 年金の受取口座を確認する書類

年金請求書に記載した年金の受取口座について、以下の書類の添付が必要です。

##### ● 金融機関の通帳またはキャッシュカードのコピー (金融機関名、支店名、口座名義人氏名 フリガナ、預金種別、口座番号が確認できるもの)

- \* 一部のインターネット専業銀行は年金の受け取り先として指定できます。  
詳しくは、年金の受け取りを希望するインターネット専業銀行にお問い合わせください。
- \* インターネット専業銀行を指定する場合、金融機関名、支店名、口座名義人氏名フリガナ、預金種別、口座番号が確認できるページを、プリントアウトし、添付してください。

●年金請求書に金融機関の証明を受けた場合、または公金受取口座として登録済の口座を年金の受取先に指定する場合は、上記の書類は不要です。

#### 3. 生年月日を確認する書類

ご本人の生年月日を確認する書類として、以下いずれかの書類の添付が必要です。

##### ● 戸籍抄本（または戸籍謄本） ● 住民票

\* 戸籍・住民票を添付する場合は、65歳の誕生日の前日以降、年金請求書の提出日の6ヶ月以内に交付されたものが必要です。

ご本人のマイナンバーが登録済、または、請求書にマイナンバーをご記入いただいた場合は、ご本人の生年月日を確認する書類の添付を省略できます。

マイナンバーの登録状況は、同封の年金請求書の14ページ1. (2) 欄にてご確認ください。

- 「1」が印字されている方：日本年金機構にマイナンバーが登録済のため、  
生年月日を確認する書類の添付を省略できます。
- 「0」が印字されている方：年金請求書の1ページにご本人のマイナンバーをご記入いただくと、  
(空欄の場合も含む) 生年月日を確認する書類の添付を省略できます。

##### 【共済組合の加入期間がある方・外国人の方】

- 共済組合等の加入期間がある場合は、年金請求書の1ページにご本人のマイナンバーを必ずご記入ください。
- 外国人の方で、マイナンバーをお持ちの場合は、年金請求書の1ページにマイナンバーをご記入ください。  
また、年金請求書の1ページの氏名が印字されている下の余白にアルファベット氏名を大文字で記入のうえ、  
在留カードまたは住民票（どちらもコピー可）のいずれかの書類を添付してください。

- 配偶者または子がいる方……引き続き3ページをご確認ください。
- 上記以外の方……………必要な添付書類はここまでです。最後に5ページ以降をご確認ください。

## ◆年金請求手続きのご案内（令和7年3月～）

### 配偶者または子がいる方

#### 4. 加給年金額や振替加算を加算するために必要な書類

ご本人(年金を受ける方)に生計を維持されている配偶者または子がいる場合や、ご本人(年金を受ける方)が配偶者によって生計を維持されている場合、加給年金額や振替加算を加算するために戸籍、住民票および所得証明書の添付が必要です。【表1】

- 年金請求書の8ページ・10ページに配偶者および子のマイナンバーをそれぞれ記入すると、

戸籍抄本（または戸籍謄本）、住民票および所得証明書の添付を省略できます。

\*マイナンバーを記入した場合でも、審査の過程で添付書類が必要となる場合があります。あらかじめご了承ください。

\*以下の2つの要件を満たしているとき、「生計を維持されている」といいます。

1. 生計を同じくしていること。（例）同居している。単身赴任等で住所が異なっているが生活費を共にしている。
2. 年収850万円（所得655.5万円）以上を将来にわたって有しないことが認められること。

\*「配偶者」とは、夫または妻のことといいます。

（婚姻の届け出はしていないなくても、事実上ご本人(年金を受ける方)と「婚姻関係と同様の状態にある方」を含みます。）

\*「子」とは、次のいずれかに該当する方をいいます。

- ① 18歳になった後の最初の3月31日までの子
- ② 20歳未満であって、国民年金法施行令別表に定める障害等級1級・2級の障害の状態にある子

#### 【表1】加給年金額や振替加算を加算するために必要な書類（例）

詳しくは「老齢年金請求者専用フリーダイヤル（P5参照）」または、お近くの年金事務所にお問い合わせください。

書類名	使用目的	備考欄
① 戸籍謄本等	配偶者・子との身分関係の確認	
② 世帯全員の住民票	生計同一要件の確認	
③ 【ご本人に加給年金額が加算される場合】 配偶者・子の所得証明書等	収入要件の確認 (原則、前年の収入または所得)	年金請求書に配偶者および子の マイナンバーを記入した場合は、 添付は不要です
④ 【ご本人に振替加算が加算される場合】 本人の所得証明書等		

\*戸籍・住民票を添付する場合は、65歳の誕生日の前日以降、年金請求書の提出日の6ヶ月以内に交付されたものが必要です。

#### 【おおむね5年以内に年収が850万円（所得655.5万円）未満となる見込みがある場合】

- 生計維持関係にある方の収入について、現在の年収が850万円（所得655.5万円）以上であって、おおむね5年以内に年収が850万円（所得655.5万円）未満となる見込みがある場合は、「退職年齢が確認できる勤務先の就業規則のコピー」等、収入が減少する見込みであることを確認できる書類の添付が必要です。
- 詳しくは「老齢年金請求者専用フリーダイヤル」またはお近くの年金事務所にお問い合わせください。

#### 【配偶者・子と同一世帯でない場合】【事実婚関係にある方がいる場合】

- 配偶者または子と同一世帯でない場合や事実婚関係にある方がいる場合は、生計同一関係などを確認する書類として、「生計同一関係に関する申立書」等が別途必要です。
- 詳しくは「老齢年金請求者専用フリーダイヤル」またはお近くの年金事務所にお問い合わせください。

#### 【子が障害の状態にある場合】

- 年金請求書10ページ5-2.（2）で子の障害の状態欄に「ある」と記入した場合は、以下の書類が必要になります。
    - ・医師または歯科医師の診断書（診断書の用紙は年金事務所等に用意してあります）
    - ・レントゲンフィルム（呼吸器系結核、肺化のう症、けい肺（これに類似するじん肺症を含む）の場合）
    - ・その他認定または審査に際し必要と認められるもの
- 子が特別児童扶養手当の支給対象者であり、特別児童扶養手当の直近の診断書（コピー可）を提出できる場合は、上記「医師または歯科医師の診断書」を省略できることがあります。お近くの年金事務所にお問い合わせください。

## ◆年金請求手続きのご案内（令和7年3月～）

### 加給年金額の仕組み

厚生年金保険と共に加入期間を合わせて20年以上ある方が、65歳到達時点（または定額部分の支給が開始した時点）で、ご本人（年金を受ける方）によって生計を維持されている配偶者または子がいる場合に、「加給年金額」が加算されます。

【表2】配偶者・子の要件

対象者	要件
配偶者	65歳未満であること
子	・18歳になった後の最初の3月31日まで ・国民年金法施行令別表に定める障害等級1級・2級の障害の状態にある場合は20歳未満

- 65歳到達後、厚生年金保険の被保険者期間が20年以上となった場合は、厚生年金保険の被保険者期間が20年以上ある老齢厚生年金を受け取ることができるようになったときに生計を維持している上記の配偶者または子がいると加算されます。（この場合は、その際に別途お手続きが必要です。）
- 配偶者が老齢（退職）年金（被保険者期間が20年以上あるもの）の受給権を有するときや、障害年金を受け取る間は、加給年金額は支給停止されます。

### 振替加算の仕組み

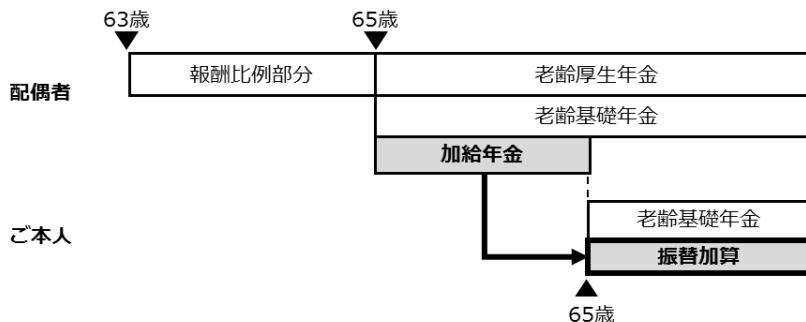
配偶者の老齢（退職）年金に加算されている加給年金額は、ご本人（年金を受ける方）が65歳になると自分の老齢基礎年金を受けられるため、加算されなくなります。このとき、ご本人（年金を受ける方）が配偶者によって生計を維持されており、下記の要件をすべて満たすと、ご本人（年金を受ける方）の老齢基礎年金の額に加算ができます。これを「振替加算」といいます。

【表3】振替加算を受ける方の要件

対象者	要件
ご本人 (年金を受ける方)	・生年月日が「大正15年4月2日～昭和41年4月1日」の間であること ・ご本人が老齢基礎年金のほかに、老齢厚生年金や退職共済年金の受給権を有する場合は、厚生年金保険と共に加入期間の合計が20年未満であること

- 配偶者の65歳到達時点（または定額部分の支給が開始した時点）で、ご本人（年金を受ける方）がすでに65歳以上の場合は、配偶者の特別支給の老齢厚生年金や老齢厚生年金に加給年金額の加算はありません。ただし、上記の要件を満たしている場合、配偶者が65歳になった時点で、ご本人の老齢基礎年金の額に「振替加算」が加算されます。（この場合は、配偶者が65歳になった際に別途お手続きが必要です。）

### 振替加算のイメージ



加給年金額や振替加算の詳しい説明は、日本年金機構ホームページ (<https://www.nenkin.go.jp/>) に掲載しています。ぜひご利用ください。

## ◆年金請求手続きのご案内（令和7年3月～）

### ご提出時の留意事項

#### ○年金事務所や街角の年金相談センターの窓口で手続きをする場合

- ご来所の際は、個人番号カード（マイナンバーカード）などの本人確認ができる書類をお持ちください。

【本人確認書類（例）】

- ・個人番号カード（マイナンバーカード）
- ・旅券（パスポート）
- ・運転免許証
- ・在留カード 等

#### ○ご本人以外の方（代理人）が手続きをする場合

- ご本人（年金を受ける方）が委任状をご記入ください。  
(「年金請求書」12ページの委任状をお使いください。)
- 代理人の方は、来所の際にご自身の本人確認ができる書類が必要です。

#### ○共済組合等の加入期間がある場合

- 年金事務所または街角の年金相談センターに年金請求書を提出することで、共済組合等から支給される老齢厚生年金をあわせて請求することができます。
- ただし、日本年金機構と各共済組合等で振込可能な金融機関に違いがありますので、ご注意ください。  
年金の振込可能な金融機関については、「老齢年金請求者専用フリーダイヤル」または各共済組合等にご相談ください。

#### ○市(区)役所または町村役場で手続きする場合

- 年金加入期間のすべてが国民年金第1号被保険者（自営業者など）期間の方は、市(区)役所または町村役場で手続きすることができます。
- 手続きをする際は、年金請求書のほか、ご本人および配偶者の方の基礎年金番号通知書等の基礎年金番号が確認できる書類を市(区)役所または町村役場にご持参ください。

老齢年金請求手続きのご相談は「老齢年金請求者専用フリーダイヤル（0120-08-6001）」をご利用ください。  
フリーダイヤルの利用方法や利用にあたっての注意点は、同封の「老齢年金請求書のご提出について」をご覧ください。

「年金請求書」に関するQ&Aや手続き案内などについては、日本年金機構ホームページ（<https://www.nenkin.go.jp/>）に掲載しています。ぜひご利用ください。

### ご自身やご家族の年金加入記録に「もれ」や「誤り」はありませんか

お勤めされた期間が短期間であっても、その期間が年金の受給に結び付くことがあります。

- ①「年金請求書」の1ページに印字された基礎年金番号と異なる手帳記号番号が記載されたもの※をお持ちの場合は、「年金請求書」の手続きの際に添付してください。  
※年金手帳、厚生年金保険被保険者証（どちらもコピー可）
- ②上記①をお持ちでない場合でも、次のような方は年金加入記録をぜひご確認ください。  
・転職が多い　・姓（名）が変わったことがある　・いろいろな名前の読み方がある

※年金加入記録は、ねんきんネットまたはお近くの年金事務所窓口で確認できます。

※年金事務所窓口で年金加入記録を確認する場合は、運転免許証などの本人確認ができる書類をご持参ください。

※ご家族（亡くなられた方も含みます）の記録の判明により、老齢年金や遺族年金等の受給に結び付くことがあります。

※共済組合等の加入期間について「もれ」や「誤り」がある場合は、それぞれの共済組合等にお問い合わせください。

年金加入記録の確認にねんきんネットをご利用ください。

■詳しくはねんきんネットで検索

ねんきんネット



[https://www.nenkin.go.jp/n\\_net](https://www.nenkin.go.jp/n_net)

## ◆年金請求手続きのご案内（令和7年3月～）

### 老齢厚生年金等の受け取りに関する留意事項

- 厚生年金保険の被保険者である方等は、勤務先からの報酬等により老齢厚生年金の一部または全部が受け取れない場合があります。
- 遺族厚生（遺族共済）年金を受けている方が、老齢厚生年金を請求した場合、請求によって65歳以降の遺族厚生（遺族共済）年金の年金額が変更されます。
- 詳しくは、老齢年金請求者専用フリーダイヤルまたは年金事務所にお問い合わせください。

### 老齢基礎年金・老齢厚生年金の繰下げ請求について

年金の受取開始時期は65歳から75歳まで自由に選択できますが、受給開始を遅らせるほど、受け取れる年金は増えています。老齢基礎年金・老齢厚生年金で受給開始時期を変えることもできます。

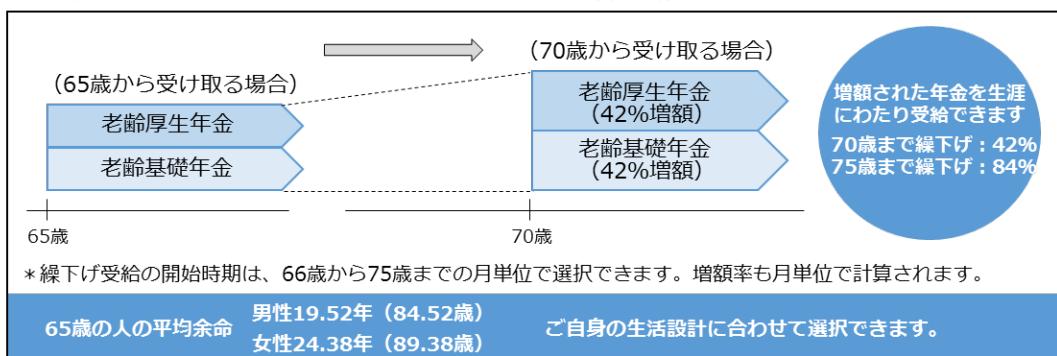
（同封の「大切なお知らせ」もあわせてご覧ください。）

#### ○繰下げ制度について

- 繰り下げる年金の受け取りは、繰下げ請求された月の翌月分からです。
- 65歳に到達した日の属する月から、繰下げを請求する日の属する月の前月までの月数に応じて、0.7%きざみで増額率が決まります。

ただし、75歳に到達した日以降の請求の場合、増額率は84%で固定されます。

\* 66歳の誕生日前に障害年金や遺族年金を受け取る権利を有した場合は、繰下げ制度を利用することはできません。



#### ○繰下げ請求を行う場合の注意点

- 繰下げ請求を行う場合の注意点については、同封の「老齢年金の受取方法確認書（老齢年金の繰下げ意思についての確認）」の裏面に記載の「老齢年金支給繰下げ請求の注意点」をご確認ください。

#### ○繰下げ請求の手続きについて

- 繰下げ請求を希望する方は、65歳時点では請求手続きは不要です。

なお、老齢基礎年金と老齢厚生年金の両方を受け取る権利がある方のうち、一方の年金についてのみ65歳点での受け取りを希望する場合は、「老齢年金の受取方法確認書（老齢年金の繰下げ意思についての確認）」に希望する受取方法を記入し、65歳時点で年金請求書をご提出ください。

- 繰下げ請求を希望する方は、66歳以降のご自身が受け取りを希望する時期に年金請求書をご提出ください。

繰下げ請求の手続き時には、年金請求書とあわせて「老齢基礎年金・老齢厚生年金 支給繰下げ申出書」の提出が必要です（年金事務所または日本年金機構ホームページで入手できます）。

#### 【繰下げを希望した場合でも、後から65歳時点の年金をさかのぼって請求することができます】

繰下げを希望し65歳時点では請求を行わなかった場合でも、実際の請求時に繰下げの申出をせず、65歳到達時点の年金額を受給権発生時点にさかのぼって請求することも可能です。70歳に到達した日後に、受給権発生時点からの年金をさかのぼって受け取ることを選択した場合は、請求の5年前の日時点で繰下げ申出したものとみなし増額した年金を一括で受け取ることになります。ただし、障害年金や遺族年金を受け取る権利がある場合は、増額されないことがあります。また、過去分の年金を一括して受給することにより、過去にさかのぼって医療保険・介護保険の自己負担や保険料、税金等に影響のある場合があります。

老齢年金の制度についての詳しい説明は、  
日本年金機構ホームページに掲載しています。ぜひご活用ください。

■詳しくは日本年金機構で検索

日本年金機構



<https://www.nenkin.go.jp/>

## 令和7年3月3日(月)から「老齢年金請求書」の電子申請対象者を拡大しました!

( 総合戦略室 )

これまで「老齢年金請求書」の電子申請対象者は、年金の未加入期間がない等、一定の条件を満たす「単身者」に限られていましたが、令和7年3月から対象者の範囲を拡大し、「同一住所・同一世帯に配偶者・子がいる方」についても電子申請で手続きが可能となりました。

お客様から手続きに関する相談があつた際は、電子申請の利用について積極的にご案内いただきますようご協力のほどお願いいたします。

※詳細は、2月下旬に管轄の年金事務所から情報提供させていただきました「老齢年金請求書の電子申請対象者の拡大について」をご参考ください。

### <新たに電子申請の対象となる方>

令和7年3月以降に老齢年金の受給開始年齢に到達し、ターンアラウンド形式の老齢年金請求書を送付する方のうち、以下の全ての条件に該当する方が電子申請の対象となります。

※特別支給の老齢厚生年金が未請求の65歳到達者や66歳以降の方を除きます。

#### 【条件】

- ① 未統合記録、未加入期間、共済加入記録がないこと
- ② 保険料納付済期間及び免除期間の合計が25年以上あること
- ③ 他年金の受給がないこと  
(65歳到達者で寡婦年金または遺族厚生年金受給者を除く)
- ④ **単身者 または 配偶者※1・子※2と同一住所・同一世帯であること**
- ⑤ **同一住所・同一世帯の配偶者・子の前年所得が655.5万円未満であること※3**

※1 配偶者とは、内縁関係の場合を除きます（法律婚のみ対象）。

※2 子とは、受給権発生時点で18歳到達後の最初の3月31日までの間にある子に限ります。

※3 同一住所・同一世帯に1人でも該当者がいる場合、電子申請の利用案内を行います。

- ⚠ 老齢年金請求書の電子申請の利用条件（年金の振込先に公金受取口座を指定すること等）や、利用案内方法（マイナポータルへのお知らせ送付等）は、従来から変更ありません。
- ⚠ 電子申請で手続きされた方は、紙の請求書を別途提出する必要はありませんので、案内時にはご注意ください。

※電子申請した「老齢年金請求書」の処理状況は、マイナポータルのトップ画面にある「やること」から確認することができます。なお、確認方法は、日本年金機構ホームページ（[https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/denshi\\_seikyu.html](https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/denshi_seikyu.html)）に掲載していますので、案内時の参考にしてください。

### <電子申請に関する問い合わせがあつた場合>

電子申請に関する概要・操作方法・よくあるご質問（Q&A）・説明動画等について、日本年金機構ホームページ（[https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/denshi\\_seikyu.html](https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/denshi_seikyu.html)）に掲載しています。

お客様から問い合わせがあつた際は、上記をご案内ください。

【二次元コード】



## お客様から受付した届書等の管理についてのお願い

(事業推進統括部・国民年金部・年金給付部・リスク統括部)

平素より年金事業にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

日本年金機構では、事務処理の正確性を確保するため、事務処理誤りの傾向や原因について点検・分析を行い、事務処理誤りの発生防止に取り組んでいます。

今般、令和6年4月以降に発生した事務処理誤りについて確認を行ったところ、市区町村で発生した事務処理誤りの約半数が「届書等の管理」に関するものであることが分かりました。以下に実際に発生した事例をご紹介しますので参考としていただき、同様事案の発生防止に向け、引き続き、適切な書類管理をお願いいたします。

### 市区町村で発生した事務処理誤り事例

#### ○事例1：届書の一時所在不明

##### 【事象】

お客様より「年金請求書の進捗状況を確認したい」と問合せがあり確認したところ、市役所窓口で受付した当該届書が、市役所内で所在不明になっていることが判明したもの。

##### 【原因】

市役所窓口にて届書を受付した後、事務センターに回付する書類の保管場所ではなく、誤って不備書類の保管場所に保管したままとなっていた。

#### ○事例2：届書の回付漏れ

##### 【事象】

お客様より「国民年金付加保険料納付書が届かない」と問合せがあり確認したところ、市役所窓口にて受付した届書を事務センターに回付していないことが判明したもの。

##### 【原因】

市役所窓口にて届書を受付した後、受付処理簿の記入を漏らし、保留中の別の書類に混入したため、事務センターへの回付を漏らした。

※機構へ届書を回付する際は、「国民年金関係書類送付書」の添付をお願いいたします（国民年金市町村事務処理基準第18条）。

上記のような事務処理誤りは、例年、人事異動後の時期（特に4月から6月）に多く発生しております。人事異動等により担当者が変更となる場合は、届書等の適切な管理につきましてもあわせて引継ぎをお願いいたします。



## 『令和7年公的年金加入状況等調査』の概要と調査員募集のお知らせ (事業企画部事業統計G)

本年10月27日から11月14日までの間、国民年金法（昭和34年法律第141号）に基づき、厚生労働省からの委託により日本年金機構において「令和7年公的年金加入状況等調査」を実施する予定です。



### 調査の概要

#### ○ 調査の目的

公的年金の加入状況を世帯員個々について調査し、世帯の状況、就業状況、地域的特性との関連や公的年金に関する周知度等を把握することにより、今後の年金制度の検討のための基礎資料を得ることを目的とする。

#### ○ 調査の方法

あらかじめ調査員が配布した調査票に世帯の方が自ら記入し、後日、調査員が回収する方法又はオンライン調査システムにアクセスして回答する方法により実施。

#### ○ 調査期間

令和7年10月27日から令和7年11月14日



#### ○ 調査対象

全国1,800地区を本調査の調査区として抽出し、当該地区内（50世帯目途）の全世帯（15歳以上の者）



### 調査員の募集

本調査では国や地方自治体が実施する調査に携わる調査員の方々に、重ねて調査員となつていただくよう協力をお願いしており、3月中旬以降、年金事務所の担当者が調査員を募るために、自治体等へ訪問・連絡を行うことがあります。

年金事務所から連絡があった際は、**統計調査員の方への周知や調査員の紹介など、「公的年金加入状況等調査」へのご協力をお願いします。**

業務内容：調査員による訪問調査、回収、取りまとめ等

委嘱期間：令和7年10月27日～令和8年1月30日（調査～謝金支払まで）

謝金：（固定報酬）28,000円～（成果報酬）回収1世帯につき600円

※交通費等は自己負担となります。

例）調査地区数：1地区、回収世帯件数：30件の場合

28,000円+600円×30件=46,000円

調査員を希望される方がいらっしゃいましたら、最寄りの年金事務所にお問い合わせくださいようお伝えください。

日本年金機構HP：<http://www.nenkin.go.jp/section/soudan/index.html>

【市区町村問合せ先】

日本年金機構本部 事業企画部 事業統計グループ Tel：03-5344-1100（代表）

# 障害年金講座



第44回！



障害年金センター



平素より年金事業にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

「障害年金講座」コーナーでは、市区町村の皆様方向けに、障害年金に関する窓口事務での注意点やよくある返戻事例等、さまざまな情報をお届けしております。

毎号、市区町村の皆様方の日々の業務にお役立てできるよう努めてまいりますので、今後ともよろしくお願ひします。



## ～ちょっと気になる 眼の診断書について～

Q

視力障害で請求するお客様がいらっしゃいます。診断書の⑩(1) 視力欄について、裸眼視力の記載はありますが、矯正視力の記載がありません。認定は可能でしょうか。

A

屈折異常のあるものについては、矯正視力により認定します。ただし、屈折異常のあるものであっても、次のいずれかに該当する場合は、裸眼視力により認定します。診断書の矯正視力欄には「矯正不能」などと記載いただいてください。

- ア 矯正が不能のもの
- イ 矯正により不等像視を生じ、両眼視が困難となることが医学的に認められるもの
- ウ 最良視力が得られる矯正レンズの装用が困難であると医学的に認められるもの

さて、今回のテーマは、

### 診断書交付時のお願い その⑧

です。

#### 診断書交付時のお願い

- 「診断書の記載漏れ防止」の観点より、診断書交付時に記入上の注意について可能な限り説明をお願いします。
- 今回は「眼の障害用」の「診断書」と「記入上の注意」をセットにしたものを掲載しました。診断書と一緒に病院に持参できるよう診断書交付時にご活用ください。
- 障害年金請求用の診断書は8種類あり、かけはし第86号（2024.1.12）の「精神の障害用」の「診断書」と「記入上の注意」を皮切りに、これまで各種診断書の掲載をしておりましたが、今回の紹介で最後となります。

# 様式第120号の1 (持参用)

(印) 氏名	国民年金 厚生年金保険		
住所	住居の郵便番号 都道府県		
① 障害の原因と傷病名	② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧		
④ 傷病の原因	② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧		
⑦ 傷病が治った。(症状が固定して治療期間が長い場合は、その他の参考となる事項をどうか。)	② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧		
⑧ 症状が治っていない場合。	② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧		

記入上の注意

「お願い」太文字の欄は、記入漏れがないように記入してください。

1 この診断書は、国民年金又は厚生年金保険の障害給付を受けようとする人が、その年金請求書に必ず添えなければならない書類の一つで、初診日から1年6月を経過した日（その期間内に治ったときは、その日）において、国民年金法施行令別表又は厚生年金保険法施行令別表（以下「施行令別表」という。）に該当する程度の障害の状態にあるかどうか、又は、初診日から1年6月を経過した日において、施行令別表に該当する程度の障害の状態でなかった者が、65歳に到達する日の前日までの間ににおいて、施行令別表に該当する程度の障害の状態に至ったかどうかを証明するものです。

2 ③の欄は、この診断書は、国民年金又は厚生年金保険の年金給付の計算額の対象者となろうとする人等についても、障害の状態が施行令別表に該当する程度にあるかどうかを証明するものです。

3 ⑨の欄の「診療回数」は、現症日前1年間ににおける診療回数を記入してください。（なお、入院日数1日は、診療回数1回として計算してください。）

4 「障害の状態」の欄は、次のことに留意して記入してください。

（1）本人の障害の程度及び状態に無関係な欄には記入する必要はありません。（無関係な欄は、斜線により抹消してください。）

（2）⑩の欄の「（1）視力」の測定結果は、過去3か月において複数回の測定を行っている場合は、最良の値を示したものを見せてください。

（3）⑩の欄の「（1）視力」の測定結果は、過去3か月において複数回の測定を行っている場合は、最良の値を示したものを見せてください。

（4）⑩の欄の「（1）視力」の測定結果は、過去3か月において複数回の測定を行っている場合は、最良の値を示したものを見せてください。

（5）⑩の欄の「（1）視力」の測定結果は、過去3か月において複数回の測定を行っている場合は、最良の値を示したものを見せてください。

（6）⑩の欄の「（1）視力」の測定結果は、過去3か月において複数回の測定を行っている場合は、最良の値を示したものを見せてください。

（7）⑩の欄の「（1）視力」の測定結果は、過去3か月において複数回の測定を行っている場合は、最良の値を示したものを見せてください。

（8）⑩の欄の「（1）視力」の測定結果は、過去3か月において複数回の測定を行っている場合は、最良の値を示したものを見せてください。

（9）⑩の欄の「（1）視力」の測定結果は、過去3か月において複数回の測定を行っている場合は、最良の値を示したものを見せてください。

（10）⑩の欄の「（1）視力」の測定結果は、過去3か月において複数回の測定を行っている場合は、最良の値を示したものを見せてください。

（11）⑩の欄の「（1）視力」の測定結果は、過去3か月において複数回の測定を行っている場合は、最良の値を示したものを見せてください。

（12）⑩の欄の「（1）視力」の測定結果は、過去3か月において複数回の測定を行っている場合は、最良の値を示したものを見せてください。

（13）⑩の欄の「（1）視力」の測定結果は、過去3か月において複数回の測定を行っている場合は、最良の値を示したものを見せてください。

（14）⑩の欄の「（1）視力」の測定結果は、過去3か月において複数回の測定を行っている場合は、最良の値を示したものを見せてください。

（15）⑩の欄の「（1）視力」の測定結果は、過去3か月において複数回の測定を行っている場合は、最良の値を示したものを見せてください。

## 診 断 書 (眼の障害用)

様式第120号の1

（印）

氏名

性別

年齢

性別

以下の診断書の太文字の欄は、記入漏れがないよう記入していただくこととなっています。

⑧欄

診断書作成医療機関における初診時所見 初診年月日 (昭和・平成・令和 年 月 日)

⑩欄

障害の状態 (平成・令和 年 月 日現症)

※ 1. 本人の障害の程度及び状態に無関係な欄を除いてすべて記入してください。

(無関係な欄は、斜線により抹消してください。)

なお、該当欄に記入しきれない場合は、別に紙片をはりつけてそれに記入してください。

※ 2. 障害に関する検査が実施されていない場合は該当欄に「未実施」又は「未測定」など、わかりやすく記入してください。

**添付が必要**

○ゴールドマン型視野計を用いた場合は、視野図の添付が必要です。

○自動視野計を用いた場合は、両眼開放エスターマンテストの検査結果 及び  
10-2プログラムの検査結果がわかるものの添付が必要です。

⑪欄

現症時の日常生活活動能力及び労働能力(必ず記入してください。)

⑫欄

予後 (必ず記入してください。)

※ 診断書作成医等の欄も、記入漏れがないよう記入していただくこととなっています。

上記のとおり、診断します。

年 月 日

この日付は診断書の作成年  
月日となります。⑩欄の現  
症日以降の日付で作成して  
ください。

病院又は診療所の名称

診療担当科名

所 在 地

医師氏名

## 広報の広場

市区町村広報紙の原稿にご利用ください！



### 国民年金保険料免除等の申請について

保険料が納め忘れの状態で、万一、障害や死亡といった不測の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金を受けられない場合があります。

所得が少ない、失業、事業の廃止（廃業）などの理由で保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度（50歳未満）」がありますので、住民登録をしている市区役所・町村役場の国民年金担当窓口でお早めに手続きをお願いします。

### 産前産後期間の国民年金保険料が免除になります

出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間の国民年金保険料が免除になります。出産予定日の6か月前から手続きができますので、お住まいの市区役所・町村役場の国民年金担当窓口でお早めに手続きをお願いします。

### 会社を退職したときは年金の切替え手続きが必要です

20歳以上60歳未満の方が会社を退職され、農業者、自営業者、学生、フリーター、無職等になった場合には、国民年金第1号被保険者（又は第3号被保険者）への切替え手続きが必要です。

お住まいの市区役所・町村役場の国民年金担当窓口でお早めに手続きをお願いします。

### マイナポータルを利用した国民年金の加入手続き・ 保険料免除申請等の電子申請について

マイナポータルを利用した国民年金第1号被保険者の資格取得・種別変更、国民年金免除・納付猶予、学生納付特例及び産前産後免除の電子申請ができます。詳細は、日本年金機構のHPをご覧ください。

[https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/denshi\\_kokunen.html](https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/denshi_kokunen.html)

### 編集後記

春の訪れを感じる、春告草（はるつげぐさ）という異名を持つ梅の花が咲き始めました。

今年は2月上旬から冷え込みの影響で開花のペースはゆっくりと進んでいるようです。梅の花の名所では梅まつりが開催されていますので、今しか見れない梅の花を見に行きたいと思います。満開でなくとも少しづつ開花していく様子を楽しむ時間も優雅なひと時ですよね。

可愛らしい花からふんわりと漂う香りに癒されましょう！

さて「かけはし」は、これからも皆様方のご意見とご要望をいただきながら、様々な情報を提供していきたいと考えています。今後も、どうぞよろしくお願ひいたします。